

議員提出議案第4号

新型コロナウイルス感染症対策に向けた議会費の一部を執行しないこと等とする決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年5月14日

岩倉市議会議長 梅村均殿

提出者 岩倉市議会議員 須藤智子

賛成者 岩倉市議会議員 宮川隆

岩倉市議会議員 神谷理子

岩倉市議会議員 谷田敬子

岩倉市議会議員 堀巖

岩倉市議会議員 水野忠三

新型コロナウイルス感染症対策に向けた議会費の一部を執行しないこと等とする決議

新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、4月10日愛知県による緊急事態宣言が発出され、その後、国から緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された。国の宣言は地域によって解除されるが、予断を許さない状況が続いている。

外出の自粛や休業要請など感染拡大防止に向けた取組は、市民生活の困窮や不安など精神的な負担も招いており、本市独自の生活支援、経済支援も必要な状況にある。

よって、本市議会では、困窮している市民生活や市内事業者支援に対する費用充当を優先し、議会費における下記1及び2の予算を執行しないこととする。また、下記3の予算を凍結し、不用額とする。

記

1 議会基本条例推進協議会講師謝礼	100,000円
2 常任委員会特別旅費	1,440,000円
3 政務活動費交付金	2,550,000円

以上、決議する。

令和 年 月 日

岩倉市議会